

有床診療所整備計画について

趣旨

医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当する有床診療所としての医療計画記載の可否について、届出基準に照らし、適当と判断しましたのでご報告します。
(根拠規定：医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務取扱要領第7)

1 設置予定の診療所

病床の種類 (医療法施行規則第1条の14第7項)	医療圏	設置予定等の診療所 名称 所在地 開設者 標榜科目	開設病床数 (床)			備 考
			現 在	増 加	計	
居宅等医療 (第1号)	名古屋 医療圏	訪問クリニック大高亀原 名古屋市緑区大高町字亀原 48番地の1 千賀省始 内科、外科	0	2	2	平成27年5月 開設予定

(参考)

医療法施行規則第1条の14第7項

第1号 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として医療計画に記載され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。

2 届出基準に対する適否

基 準	申請内容	適否
(1) 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること(診療所新設の場合は届け出ることが確実なこと)。	(1) 東海北陸厚生局指導監査課の担当者に内諾を得ており、開設後届出をする予定。	適
(2) 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること(有床診とする理由が明確であること)。	(2) 急性期患者(気管切開、中心静脈栄養、経管栄養等を有する患者)が在宅医療に移行する際のサポートをするとともに、急性増悪時には、受け皿となる。	適

(参考) 名古屋医療圏の一般病床及び療養病床に係る病床数

基準病床数 15,388床

既存病床数 20,257床

診療所の病床の届出の基準について
(医療法施行規則第1条の14第7項の適用について)

医療法施行規則に定める場合 (医療法施行規則第1条の14第7項)	届出基準 (20.10.6 愛知県医療審議会で承認)
<p>(1号) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療として<u>医療計画に記載</u>され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p>	<p>(1) 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること(診療所新設の場合は届出することが確実なこと)。 (2) 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること(有床診とする理由が明確であること)。</p>
<p>(2号) へき地に設置される診療所として<u>医療計画に記載</u>され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p>	<p>(1) 診療所新設の場合、当該診療所の新設により「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」が解消されること。 (2) 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に当該地区が「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」となること。</p>
<p>(3号) 前2号のほか、小児医療、周産期医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として<u>医療計画に記載</u>され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。</p>	<p>小児医療 (1) 小児科又は小児外科を標榜すること。 (2) 小児科専門医(日本小児科学会認定)又は小児科専門医(日本小児科学会認定)の資格を有する者が管理者となること。</p> <p>周産期医療 (1) 産科又は産婦人科を標榜すること。 (2) 分娩を取扱うこと。 (3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。</p>